

川西町環境保全型農業推進方針

(策定日：平成20年4月1日)

(改定日：平成23年4月1日)

(最終改定日：平成25年5月16日)

1 目的

本町は、山形県南部の置賜盆地の中央に位置し、周囲を吾妻・飯豊・朝日・蔵王など2,000m級の連峰に囲まれ、この山々に大量に積もった雪は、春から夏にかけて融け出し、農作物に欠かせない自然のミネラル分を多く含んだ水を利用した水田農業地帯である。

しかし近年は、化学肥料や農薬に対する過度の依存や家畜ふん尿の再生利用の減退等により、地力の低下や環境負荷の悪影響が懸念されている。

また、消費の多様化が進む中で、化学肥料や農薬の使用を控えた農産物の生産等、消費者ニーズに対応した農業の推進と産地の育成が重要となっていることから、地域環境と調和した農業の展開を図ることが今後の農政推進の最大の課題となっている。

これらの現状に対応するため農業における環境への負荷を軽減し、二酸化炭素の削減生物多様性保全や地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」を推進し環境と調和した農業の促進、定着化を図ることを推進する必要がある。

また、山形県の「エコエリアやまがた推進方針」と連携を図りながら、環境保全型・資源循環型及び持続性の高い農業の推進を効果的に図り施策の展開を行うものとする。

2 環境保全型農業の定義

本町における環境保全型農業の定義は、「農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との整合性を図りながら、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」とする。

3 環境保全型農業の推進方針

(1) 基本課題

本町が推進する環境保全型農業は、土づくりの強化や化学肥料・農薬の削減技術の導入を図り、肥料や農薬による環境負荷の軽減対策を推進するとともに、畜産農家や流通・加工・消費関係者と連携し、地産地消などの産地の取り組みとも一体となって、資源循環型農業の構築と、安全・安心な農作物の供給体制の整備を目指すことを基本課題とする。

なお、主な推進項目は次のとおりとする。

- ①土づくりの強化や化学肥料・農薬の削減技術の開発・普及

- ②地域資源を活用したリサイクルの促進
- ③消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の推進
- ④農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進
- ⑤二酸化炭素の削減等省資源・省エネルギー化の促進
- ⑥生物多様性保全の推進

(2) 推進目標

環境保全型農業の推進にあたっては、次の推進方策を基に、地域毎の現状を踏まえて、環境に負荷の少ない農業生産技術の普及・定着とその周辺環境の整備を図り、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等の取組み面積を増加させることを目標に推進する。

(3) 推進方針

①土づくりの強化や化学肥料・農薬の削減技術の開発・普及

本町においては、主な作物毎に、土づくりや化学肥料・農薬の削減技術を示して、その普及・定着に努めているところであり、今後とも、経営モデルや技術資料を作成するとともに、重点地区や個別目標を設定して、環境保全型農業の推進を図るものとする。
ア 土づくりは、安定的な農業生産を進めていく上で極めて重要であるが、その効果が労力の投下量と比例しにくいことや、生産者の高齢化などから、自助努力の喚起が非常に難しくなっている。

このため、堆肥センター等の有機質肥料を使用した堆肥等有機質資材施用技術の普及を中心に、有用微生物資材の利用や深耕、排水、客土等を推進する。

イ 化学肥料の削減

肥料は、農業生産において不可欠な資材であり、農作物の安定的な生産を確保するためには、一定量の肥料が必要である。

このため、県の施肥基準を基本に作物毎の適正施肥の推進を図るとともに、施肥量削減技術の確立や土壌診断結果等に基づく施肥指導を充実し、局所施肥技術・肥効調節型肥料施用技術・有機質肥料施用技術等による化学肥料削減技術の導入を促進する。

ウ 農薬の削減

環境と調和した農業を展開し、より安全・安心な農作物を生産するためには、化学農薬に過度に頼らない病虫害防除の普及・浸透を図ることが重要である。

このため、農作物病虫害等防除指針や病虫害発生予察情報に基づき、病虫害の発生状況に応じた効果的な防除の推進を図る。

②地域資源を活用したリサイクルの促進

資源の循環利用が重要な課題となる中で、家畜排せつ物や作物残さ、木質材料や食品加工残さ等の未利用資源については、堆肥等による農業分野への再生利用が適切な利用方法の一つとして推進されている。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和した農業生産の確立を図るためにも、これら有機性資源の循環利用による土づくり対策の推進が不可欠となっている。

このため、地域が一体となった資源循環型農業の構築と計画的な土づくり対策の推進に資するため耕畜連携システムを確立し、地域の現状や耕種農家の意向を踏まえて、堆肥散布組織の育成や機械・施設等の条件整備、畜産農家や流通・加工・消費等関係機関との連携システムの構築を図り、地域資源の循環利用に係る周辺環境を整備する。

③消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の推進

安全・安心な農作物に対する消費者ニーズに対応して、有機農業や減農薬減化学肥料栽培の取組が進められている。

これらの取り組みは、消費・流通との深い係わりの上に成り立っており、それぞれ特色のある生産・流通・交流活動が行われている。

また、JAS法に基づく有機農産物の表示制度や本町農業団体においても減農薬・減化学肥料等の認証制度の取り組みが始まるなど、周辺環境の整備も進んでおり、県が認定している「エコファーマー」制度を紹介しその拡大・推進を図る。そうした中でこれらの制度の啓蒙・普及や技術支援に努めるとともに、生産者の意向を把握しながら、流通・加工・消費等関係者との連携強化を促進し、流通体制の確立や生産販売情報の整備等を図り、地域に根ざした有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の取り組みを推進する。

④農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

農業生産活動に伴う、ビニールフィルムや肥料袋、農薬の空容器等の農業用廃プラスチック等については、産業廃棄物としての法に基づく適正処理が求められている。

本町においては、川西町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会を中心に、行政・農業者団体等が一体となり、排出量の削減や再生利用を基本とした適正処理体制の構築に努めているところであるが、環境と調和した持続的な農業の定着を図るためにも、環境保全型農業の推進活動の一環として、野焼き等による不適切な資源の処理体制を是正し、農業生産資材の適正処理やリサイクルの一層の普及浸透を図る。

⑤二酸化炭素の削減等省資源・省エネルギー化の促進

環境負荷の軽減を図り、二酸化炭素の削減等、地球温暖化対策などへの対応を図るとともに、生産コストの低減対策を併せて推進するため、有機性資源の再生利用の促進による焼却処理の回避や、施設栽培における省エネルギー化、自然エネルギーの活用、養液循環システムの導入等の技術課題についても検討を進め、二酸化炭素の削減等、地球環境の改善に寄与する省資源・省エネルギー化の促進を図る。

⑥生物多様性保全の推進

農業が有する多面的機能である生態系の保全機能を十分に発揮するため、多様な生物との共生の空間の整備や冬期湛水などを組み合わせる生物生育に適した環境をつくる取組を図る。なお、冬期湛水を実施することで保全する生物は、生態系の上位層に位置されるハクチョウ、サギ、カモなどの鳥類の他、カエルやトンボなどの両生類及び昆虫類とし、湛水期間中に土壌中に生存する下位層に位置付けられる土壌微生物、イトミミズ及びユスリカ幼虫等を餌として生息する生物等とする。

4 環境保全型農業の推進体制

本町における環境保全型農業の推進にあたっては、農業者・農業団体をはじめ、町の推進方針を明確にし、町、農協、生産者団体が役割を分担して、農業生産活動による環境負荷の軽減対策を推進するとともに、生産現場と流通・加工・消費等関係組織が一体となり、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備に努め、環境保全型農業の面的拡大を図るものとする。

作物別生産技術体系（環境保全型農業技術）

作物	技術内容	環境保全に関する効果	その他の効果
水稲	堆肥の施用 有機質肥料の施用 側条施肥の利用 肥効調節型肥料の施用 生育診断に基づく施肥 発生予察による適期防除	化学肥料の削減 過剰成分の流出抑制 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減	有機物の有効利用 低コスト 良食味
野菜	堆肥の施用 土壌診断に基づく適正施肥 緩効性肥料の施肥 太陽熱土壌消毒の実施 マルチ栽培 耐病性品種の導入 天敵等生物農薬の利用 性フェロモンによる防除	化学肥料の削減 過剰成分の流出抑制 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減	有機物の有効利用 低コスト 安全性の高い農産物
果樹	堆肥の施用 土壌診断に基づく適正施肥 肥効調節型肥料の施用 多目的防災網の利用 性フェロモンによる防除	化学肥料の削減 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減	
花卉	堆肥の施用 土壌診断に基づく適正施肥 肥効調節型肥料の施用 緩効性肥料の施肥 養液栽培 多目的防災網の利用 性フェロモンによる防除	化学肥料の削減 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減	低コスト
畜産	良質堆肥の生産 生物農薬の利用 堆肥舎の設置 汚水浄化処理施設の導入 微生物資材等の利用	有機物資源の有効利用 地下水、河川汚染の防止 悪臭防止	